

「特定商取引法の一部改正について」

～新しい取引類型として「訪問購入」が規制されることになりました～

◆ 昨今、自宅に押しかけた事業者に貴金属等を強引に買い取られるといった被害が増えていることを受け、新たに「訪問購入」の規制を盛り込む「特定商取引に関する法律の一部を改正する法律」（平成24年法律第59号）が平成24年8月22日公布、平成25年2月21日に施行されました。

◆ 改正により「訪問購入」によって取引される原則全ての物品が規制対象となります。ただし、自動車や家具等、一部物品や取引態様は規制の対象外となりますので、御注意ください。

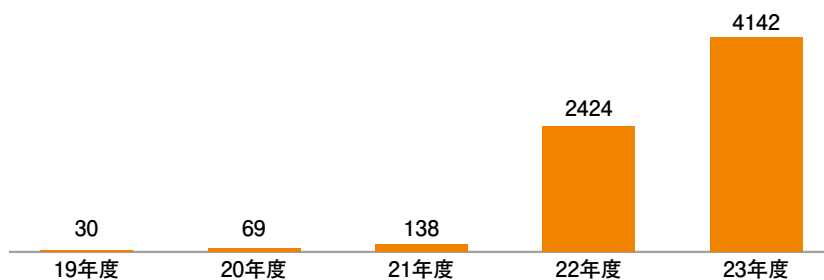
「訪問購入」は、消費者トラブルが生じやすい6つの取引類型（訪問販売、通信販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引、特定継続的役務提供、業務提供誘引販売取引）を対象に、行政規制、刑事罰及び民事ルールを規定した現行の特定商取引法の7番目の取引類型として追加されたもので、高齢者を中心に被害が拡大している貴金属等の訪問購入

取引を公正なものとして、物品を売り渡す消費者が受けることとなる被害の防止を図ること等を目的として導入されました。

● トラブルの現状

一昨年度から今年度にかけて、貴金属を中心に、訪問購入に関し、消費者から各消費生活センターに寄せられる相談件数が激増しています。

PIO-NET(全国消費生活情報ネットワーク・システム)での貴金属等の訪問買取りに関する年度別相談件数



※PIO-NET（全国消費生活情報ネットワーク・システム）
国民生活センターと全国の消費生活センターをネットワークで結び、消費者から消費生活センターに寄せられる消費生活に関する苦情相談情報（消費生活相談情報）の収集を行っているシステム

相談者の属性としては、女性（86%）や高齢者（60代以上、62%）が多いという状況です（数字は平成22年度のもの。「貴金属等の訪問買取りに関する研究会中間取りまとめ」より）。

● 法律の内容

① 訪問購入業者に対する不当な勧誘行為の規制

訪問購入を行う際、事業者名・勧誘目的等の明示義務、不招請勧誘の禁止（※）、再勧誘の禁止などの規制がかかります。

※いわゆる飛び込み勧誘の場合だけでなく、消費者から査定に関してのみ訪問要請を受けた場合も、査定を超えた勧誘行為は禁止となります。

② 書面の交付義務

買取価格等の必要事項を記載した書面を消費者に交付する義務があります。

③ 訪問購入に係る売主（消費者）によるクーリング・オフ

消費者は②の書面が交付された日から8日以内であれば無条件で契約の解除ができるほか、物品の引き渡しを拒むことができます。

④ 第三者への物品の引渡しに関する売主への通知

クーリング・オフ期間中に第三者へ物品を引き渡した場合に、元の持主である消費者に対して、その旨及び第三者への引渡しに関する情報を通知する義務があります。

⑤ 物品を引き渡す際の第三者への通知

クーリング・オフ期間中に第三者へ引き渡す場合には、第三者に対してクーリング・オフの対象物品であること等を通知する義務があります。



- ・違反業者に対しては、業務停止等を命令。
- ・悪質な違法行為は、懲役や罰金の対象になります。

〈トラブルの主な事例〉

〔着物の購入のほが、貴金属の購入も執拗に要求してきた業者〕

一人暮らしの母宅へ突然不要な着物を買いたると電話があり、処分してもよい着物があったので来訪を承諾した。当日、若い男性が来て着物の購入価格は3000円と言われ、あまりにも安かったが不要だったので了解した。すると業者が、ついでに貴金属の鑑定をしてあげると言い、母がつけていた祖母の形見の指輪をいきなり外しにかかった。突然のことに驚いて必死で断ったが、他の物も見せるよう執拗に言われ、怖くて手持ちのネックレス、指輪、ブレスレットを見せた。業者は一方的に3点全てを1,700円で買い取ると言い、代金と領収書を渡した。他に古銭や切手はないかとのおもしろく求めてきた。宝石3点はそれぞれ10万円以上もしたもので納得できなかったが、怖くて断れなかった。

【相談窓口】

沖縄総合事務局経済産業部
商務通商課消費者相談室

電話・098-862-4373

受付時間・平日 10:00 ~ 12:00

13:00 ~ 16:00

(祝祭日・年末年始を除く)

典型的な取引の流れのイメージ(勧誘からクーリング・オフ期間中まで)

